

4 参考事項

（１）指定動植物

ア 特別地域

特別地域において、採取または損傷を規制する植物は次のとおりである。

（表 19：指定植物）

科 名	種 名
ミ ズ ゴ ケ	ミズゴケ属
マ ツ バ ラ ン	マツバラン
ヒ カ ゲ ノ カ ズ ラ	ヒモズル、ナンカクラン、マンネンスギ、ヒモラン
リ ュ ウ ビ ン タ イ	リュウビンタイ
ゼ ン マ イ	ヤシャゼンマイ、シロヤマゼンマイ
イ ノ モ ト ソ ウ	ユノミネシダ（カナヤマシダ）、フジシダ、ヒカゲアマクサシダ、ハマホ ラシノブ
シ ノ ブ	シノブ
ヘ ゴ	クサマルハチ、ヘゴ
オ シ ダ	テツホシダ、アミシダ、ヤクシマワラビ、ツクシイワヘゴ、ヒロハアツイ タ、アツイタ、オリヅルシダ
チャセンシダ	オオタニワタリ、カミガモシダ
ウ ラ ボ シ	ヒトツバイワヒトデ、クラガリシダ、イワオモダカ
ソ テ ツ	ソテツ
ツ チ ト リ モ チ	ツチトリモチ
ナ デ シ コ	フジナデシコ（ハマナデシコ）、ワダソウ
キ ン ポ ウ ゲ	レイジンソウ、フクジュソウ、ヒメイチゲ、イチリンソウ、レンゲショウ マ、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、シロカネソウ（ツルシロ カネソウ）、オキナグサ、シキンカラマツ、ヤマシャクヤク

(表 19 : 指定植物)

科 名	種 名
ウマノスズクサ	タイリンアオイ (マルバカンアオイ)、コウヤカンアオイ、ナンカイアオイ、ウスバサイシン (サイシン)
モウセンゴケ	ムジナモ、イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ベンケイソウ	ツメレンゲ、ハママンネングサ、タイトゴメ、アオベンケイ
ユキノシタ	ヤハズアジサイ、キレンゲショウマ、チャルメルソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ、ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウ、ヤクシマダイモンジソウを含む)
バ ラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む)、ミヤマダイコンソウ
マ メ	ハカマカズラ
カ タ バ ミ	コミヤマカタバミ
フウロソウ	コフウロ
ミ カ ン	タチバナ (ヤマトタチバナ)
ア オ イ	ハマボウ
ス ミ レ	ヒメミヤマスミレ
ノ ボ タ ン	ヒメノボタン (クサノボタン)
イ ワ ウ メ	ヒメイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む)、イワウチワ (オオイワウチワを含む)
イ チ ヤ ク ソ ウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウ、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)
ツ ツ ジ	ハリガネカズラ、イワナシ、ミツバツツジ、サツキ (サツキツツジ)、レンゲツツジ (キレンゲを含む)、ヒカゲツツジ、ホソバシャクナゲ、ツクシシャクナゲ (ホンシャクナゲを含む)、アケボノツツジ (アカヤシオを含む)、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、コバノミツバツツジ、ウンゼンツツジ、コメツツジ (チョウジ型を含む)、トウゴクミツバツツジ、

(表 19 : 指定植物)

科 名	種 名
	オンツツジ (ツクシアカツツジ) 、カイナンサラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダンを含む)
サ ク ラ ソ ウ	クリンソウ、オオミネコザクラ、サクラソウ
リ ン ド ウ	リンドウ、ハルリンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、イヌセンブリ
ア カ ネ	サツマイナモリ、シラタマカズラ
シ ソ	ナミキソウ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む)
ゴ マ ノ ハ グ サ	ヤマウツボ (ケヤマウツボを含む)、シコクママコナ、ツクシシオガマ、キノクニスズカケ
イ ワ タ バ コ	イワタバコ、シシンラン、イワギリソウ
ハ マ ウ ツ ボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タ ヌ キ モ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
オ ミ ナ エ シ	キンレイカ
マ ツ ム シ ソ ウ	マツムシソウ
キ キ ヨ ウ	サワギキョウ、キキョウ
キ ク	テイショウソウ (ヒロハテイショウソウ)、ハマベノギク (イツノギク)、ホソバノギク (キシユウギク)、シオン、クルマギク、ウラギク (ハマシオン)、カニコウモリ、テバコモミジガサ、シオギク (シオカゼギク)、キノクニシオギク、モリアザミ、ハマアザミ、ドロニガナ、マルバダケブキ、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオモミジガサ、ホクチアザミ、オオダイトウヒレン、ミヤマトウヒレン、キクアザミ、サワオグルマ、タイキンギク (ユキミギク)、オオハマグルマ
ト チ カ ガ ミ	ウミヒルモ
ホ ロ ム イ ソ ウ	シバナ

(表 19 : 指定植物)

科 名	種 名
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ、ウエマツソウ（トキヒサソウ）
ユ リ	ケイビラン、ヤマラッキョウ、シライトソウ、チャボシライトソウ（ヒナシライトソウ）、ツバメオモト、スズラン、キキョウラン、キバナチゴユリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、キスゲ（ユウスゲ）、ハマカンゾウ、カンザシギボウシ、イワギボウシ、ヤマユリ、ヒメユリ、ササユリ、コオニユリ、クルマユリ、ワニグチソウ、ハナゼキショウ（イワゼキショウ、ヤクシマチャボゼキショウ）、タマガワホトトギス、キイジョウロウホトトギス、コバイケイ（ウラゲコバイケイを含む）、チャボホトトギス
ビ ャ ク ブ	ナベワリ
ヒ ガ ン バ ナ	ハマオモト（ハマユウ）
ア ヤ メ	ヒメシャガ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ、シロシャクジョウ
カヤツリグサ	イヌノハナヒゲ
ラ ン	ナゴラン、ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン（マメラン）、ムギラン、キリシマエビネ、エビネ（タカネエビネ、ビゼンエビネを含む）、キンセイラン、ナツエビネ、キエビネ（オオエビネ、サツマエビネ、ヒゴエビネを含む）、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、ミヤマムギラン、サイハイラン、スルガラン、シュンラン（ホクロ）、カンラン、ナギラン、クマガイソウ、アツモリソウ、セッコク、アオスズラン（エゾスズラン）、カキラン、オサラン、ツチアケビ、ヤツシロラン（アキザキヤツシロラン）、オニノヤガラ、ハルザキヤツシロラン、アケボノシュスラン、ベニシュスラン、ツリシュスラン、ミヤマウズラ、シュスランダイサギソウ、ムカゴトンボ、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、カゲロウラン、ムヨウラン、キイムヨウラン、クロムヨウラン（ムラサキムヨウラン）、ユウコ克蘭、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、コ克蘭、フタバラン（コフタバラン）、ヒメフタバラン、アオフタバラン、ボウラン、ニラバラン、アリドオシラン、フウラン、ヨウラクラン、オオバヨウラクラン、ヒナチドリ、カモメラン（カモメソウ）、オノエラン、ウチョウラン、コケイラン、

(表 19 : 指定植物)

科 名	種 名
	ガンゼキラン（ホシケイランを含む）、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ホソバノキソチドリ、ヤマトキソウ、カシノキラン、ベニカヤラン（マツラン）、モミラン、ムカデラン、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ、イイヌマムカゴ、トンボソウ、ショウキラン

イ 海中公園地区

海中公園地区において、採捕または損傷を規制する動植物は次のとおりである。

(表 20 : 海中公園地区における指定動植物)

ヨウジウオ科、テンジクダイ科、スズメダイ科、チョウチョウウオ科、モンガラカワハギ科、ハコフグ科、ミナミハタンポ、キハツソク、ルリハタ、キンギョハナダイ、キタマクラ、コモンフグ、ニシキベラ、イトヒキベラ、ミノカサゴ、イザリウオ
ミドリイシ属、ハナヤサイサンゴ、シコロサンゴ、ハマサンゴ、タバネサンゴ、キクメイシ、ノウサンゴ、イボサンゴ、ハナガタサンゴ、ウミバラ、キクサンゴ、ショウガサンゴ、トゲサンゴ、クシモトヤスリサンゴ、オオギウミヒドラ、オオナガレハナサンゴ、トゲトサカ属、チヂミトサカ、キバナトサカ、アカバナトサカ、イソバナ、オオイソバナ、オウギフトヤギ、ハナヤギ、アカヤギ、サンゴイソギンチャク、ウミカラムツ、オオウミシダ、ラップウニ、シラヒゲウニ、アカヒトデ、イバラカンザシ、カニノテ属、ミル属、ヘライワヅタ、アヤニシキ、バロニア、ウミウチワ

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和11年	2月1日	公園指定
昭和25年	2月15日	串本・潮岬地区の追加
昭和40年	3月25日	洞川地区の追加
昭和45年	7月1日	鏑浦地区及び一部海域の追加
昭和50年	12月19日	尾鷲・熊野地区の追加
昭和56年	7月20日	勝浦地区の一部削除
昭和63年	11月7日	公園区域の変更（再検討）
平成9年	12月16日	公園区域の変更（第1回点検）

イ 保護計画

昭和15年	1月11日	特別地域の決定
昭和40年	3月25日	洞川地区の特別地域の決定
昭和42年	3月29日	串本・潮岬地区の特別地域の決定
昭和45年	5月21日	吉野山地区の特別地域の決定
昭和45年	7月1日	鏑浦地区の特別地域及び海中公園地区の決定
昭和50年	12月19日	尾鷲・熊野地区の特別地域、特別保護地区及び海中公園地区の決定
昭和56年	7月20日	勝浦地区の特別地域の一部削除
昭和63年	11月7日	保護計画の変更（再検討）
平成9年	12月16日	保護計画の変更（第1回点検）
平成17年	7月12日	自然再生施設の追加

ウ 利用計画

昭和15年	1月11日	車道計画の決定 （以後逐次計画追加）
	（昭和39年12月17日	大台ヶ原集団施設地区の追加）
昭和63年	11月7日	利用計画の変更（再検討）
平成9年	12月16日	利用計画の変更（第1回点検）

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表 2 1 : 公園区域表)

県 名	区 域	面 積	
三重県	尾鷲市 梶賀町、九鬼町、須賀利町、曾根町、早田町、 三木浦町、三木里町及び大字行野浦の各一部	1, 8 2 8	
	熊野市内 国有林三重森林管理署 7 7 林班及び 7 8 林班の各一部 熊野市 新鹿町、有馬町、育生町、磯崎町、神川町、 木本町、紀和町、久生屋町、須野町、 二木島町、波田須町、甫母町及び遊木町の各一部	4, 9 1 9	
	多気郡大台町内 国有林三重森林管理署 5 1 2 林班から 5 5 3 林班まで及び 5 5 5 林 班から 5 8 5 林班までの全部 多気郡大台町 大字大杉の一部	8, 8 7 6	
	南牟婁郡御浜町内 国有林三重森林管理署 7 9 林班から 8 1 林班までの各一部 南牟婁郡御浜町 大字阿田和及び大字下市木の各一部	8 3	

(表 2 1 : 公園区域表)

県 名	区 域	面 積	
三重県	南牟婁郡紀宝町内 国有林三重森林管理署 8 2 林班及び 8 3 林班の各一部		16,982
	南牟婁郡紀宝町 大字北檜杖及び大字瀬原の全部並びに大字浅里 及び大字井田の各一部	1,272	
	南牟婁郡鵜殿村内 国有林三重森林管理署 8 3 林班の一部並びにその地先海岸	4	
		小 計	
奈良県	五條市 大塔町の一部	1,272	
	吉野郡吉野町 大字左曾、大字丹治、大字橋屋及び大字吉野山 の各一部	938	
	吉野郡天川村内 国有林奈良森林管理事務所 6 9 林班から 7 7 林班までの全部並びに 8 8 林班、1 0 2 4 林班及び 1 0 2 5 林班の各一 部		
	吉野郡天川村 大字北角、大字坪内及び大字洞川の各一部	5,259	
	吉野郡十津川村 大字旭、大字神下、大字竹筒及び大字内原の各 一部	2,133	

(表 2 1 : 公園区域表)

県 名	区 域	面 積	
奈良県	吉野郡下北山村内 国有林奈良森林管理事務所 1 0 2 8 林班から 1 0 3 3 林班まで及び 1 0 3 6 林班から 1 0 4 8 林班までの全部 吉野郡下北山村 大字下池原及び大字前鬼の全部並びに 大字池峰、大字上池原及び大字下桑原の各一部	7, 2 4 3	
	吉野郡上北山村 大字河合、大字小椋、大字白川及び大字西原の 各一部	1 1, 6 6 7	
	吉野郡川上村内 国有林奈良森林管理事務所 1 0 0 1 林班から 1 0 0 3 林班までの全部 吉野郡川上村 大字伯母谷及び大字入之波の各一部	2, 8 0 1	
		小 計	
			3 1, 3 1 3
和歌山県	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 2 林班及び 4 林班から 9 林班までの全部並び に 3 林班及び 8 4 林班の各一部 新宮市 大字相賀、熊野川町、大字佐野、大字新宮、大 字高田、大字南檜杖及び大字三輪崎の各一部	4, 2 2 5	
	田辺市内 国有林和歌山森林管理署 2 2 林班の一部 田辺市 本宮町の一部	1, 7 7 8	

(表 2 1 : 公園区域表)

県 名	区 域	面 積	
和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 1 林班、1 0 0 1 林班、1 0 0 2 林班及び 1 0 3 0 林班から 1 0 3 2 林班までの全部 東牟婁郡那智勝浦町 大字井関、大字市野々、大字市屋、 大字宇久 井、大字浦神、大字勝浦、大字狗子ノ川、大字 口色川、大字小阪、大字粉白、大字下里、大字 那智山、大字二河、大字橋ノ川、大字浜ノ宮、 大字南平野及び大字湯川の各一部	2, 0 7 9	1 1, 4 9 8
	東牟婁郡太地町 大字太地及び大字森浦の各一部	2 0 9	
	東牟婁郡北山村 大字大沼、大字小松、大字下尾井、大字竹原及 び大字七色の各一部	1, 7 6 4	
	東牟婁郡串本町 大字有田、大字出雲、大字大島、大字檜野、大 字鬺野川、大字串本、大字古座、大字潮岬、大 字須江、大字高富、大字田並、大字田原、大字 津荷、大字二色及び大字姫の各一部	1, 4 4 3	
		小 計	
これらの地域の地先海域			
合 計		5 9, 7 9 3	国 12,155 公 8,083 私 39,555

(４) 保護規制計画

保護規制計画は次のとおりである。

ア 特別地域

次の地域を特別地域とする。

(表 2 2 : 特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
三重県	尾鷲市 梶賀町、九鬼町、須賀利町、曾根町、早田町、三木浦町、三木里町及び大字行野浦の各一部	1, 8 1 7	
	熊野市内 国有林三重森林管理署 7 7 林班及び 7 8 林班の各一部 熊野市 新鹿町、有馬町、育生町、磯崎町、神川町、木本町、紀和町、久生屋町、須野町、二木島町、波田須町、甫母町及び遊木町の各一部	1, 7 6 7	
	多気郡大台町内 国有林三重森林管理署 5 4 1 林班、5 4 5 林班から 5 4 8 林班まで及び 5 7 8 林班の全部並びに 5 2 3 林班、5 2 4 林班、5 3 8 林班、5 4 0 林班、5 4 2 林班から 5 4 4 林班まで、5 4 9 林班から 5 5 3 林班まで、5 5 5 林班、5 5 7 林班から 5 6 1 林班まで、5 6 7 林班から 5 7 0 林班まで及び 5 8 3 林班の各一部 多気郡大台町 大字大杉の一部	1, 5 1 9	
	南牟婁郡御浜町内 国有林三重森林管理署 7 9 林班から 8 1 林班までの各一部		

(表 2 2 : 特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
三重県	南牟婁郡御浜町 大字阿田和及び大字下市木の各一部	8 3	5, 6 2 7
	南牟婁郡紀宝町内 国有林三重森林管理署 8 2 林班及び 8 3 林班の各一部	4 3 7	
	南牟婁郡紀宝町 大字浅里、大字井田、大字北桧杖及び大字 瀬原の各一部		
	南牟婁郡鵜殿村内 国有林三重森林管理署 8 3 林班の一部並びにその地先海岸	4	
		小 計	
奈良県	五條市 大塔町の一部	8 5	
	吉野郡吉野町 大字左曽、大字丹治、大字橋屋及び大字吉 野山の各一部	9 3 8	
	吉野郡天川村内 国有林奈良森林管理事務所 7 4 林班の全部並びに 7 0 林班から 7 3 林班まで、 7 5 林班から 7 7 林班まで、 8 8 林班、 1 0 2 4 林班及び 1 0 2 5 林 班の各一部	3, 0 3 9	
	吉野郡天川村 大字北角、大字坪内及び大字洞川の各一部		

(表 2 2 : 特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
奈良県	吉野郡十津川村 大字旭、大字神下、大字竹筒及び大字内原の各一部	8 4 9	
	吉野郡下北山村内 国有林奈良森林管理事務所 1 0 2 8 林班から 1 0 3 2 林班まで、1 0 3 9 林班から 1 0 4 1 林班まで及び 1 0 4 4 林班から 1 0 4 8 林班までの各一部 吉野郡下北山村 大字池峰、大字上池原、大字下池原、大字下桑原及び大字前鬼の各一部	1 , 7 6 5	
	吉野郡上北山村 大字小椋、大字白川及び大字西原の各一部	2 , 7 5 2	
	吉野郡川上村内 国有林奈良森林管理事務所 1 0 0 1 林班から 1 0 0 3 林班の全部 吉野郡川上村 大字伯母谷及び大字入之波の各一部	6 2 8	
		小 計	
			1 0 , 0 5 6
和歌山県	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 2 林班及び 4 林班の全部並びに 3 林班、8 林班、9 林班及び 8 4 林班の各一部 新宮市 大字相賀、熊野川町、大字佐野、大字新宮、大字高田、大字南檜杖及び大字三輪崎の各一部	1 , 4 6 9	

(表 2 2 : 特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
和歌山県	田辺市内 国有林和歌山森林管理署 2 2 林班の一部		
	田辺市 本宮町の一部	3 8 2	
	東牟婁郡那智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 1 林班、1 0 0 1 林班及び1 0 3 2 林班 の全部		
	東牟婁郡那智勝浦町 大字井関、大字市野々、大字市屋、大字宇 久井、大字浦神、大字勝浦、 大字狗子ノ 川、大字口色川、大字小阪、大字粉白、大 字下里、大字那智山、大字二河、大字橋ノ 川、大字浜ノ宮、大字南平野及び大字湯川 の各一部	1, 1 5 8	
	東牟婁郡太地町 大字太地及び大字森浦の各一部	1 8 1	
	東牟婁郡北山村 大字大沼、大字小松、大字下尾井、大字竹 原及び大字七色の各一部	3 1 4	
	東牟婁郡串本町 大字有田、大字出雲、大字大島、 大字檜 野、大字鬨野川、大字串本、大字古座、大 字潮岬、大字須江、大字高富、大字田並、 大字田原、大字津荷、大字二色及び大字姫 の各一部	1, 0 6 7	
		小 計	4, 5 6 9
	合 計	2 0, 2 5 2	国 5,812 公 2,177 私 12,263

(ア) 特別保護地区

次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 3 : 特別保護地区総括表)

県 名	区 域	面 積	
三重県	尾鷲市 九鬼町及び大字行野浦の各一部	1 2 4	8 8 5
	熊野市 紀和町及び甫母町の一部	7 4	
	多気郡大台町内 国有林三重森林管理署 5 4 1 林班及び 5 7 8 林班の全部並びに 5 2 3 林班、5 2 4 林班、5 3 8 林班、 5 4 0 林班、5 4 7 林班、5 4 8 林班、 5 5 1 林班から 5 5 3 林班まで、5 5 5 林班、5 5 7 林班から 5 6 0 林班まで、 5 6 7 林班から 5 7 0 林班まで、5 8 3 林班及び 5 8 5 林班の各一部	6 8 7	
		小計	
奈良県	五條市 大塔町の一部	3 5	
	吉野郡天川村内 国有林奈良森林管理事務所 7 4 林班から 7 7 林班までの各一部 吉野郡天川村 大字北角及び大字洞川の各一部	7 5 0	
	吉野郡十津川村 大字旭、大字神下及び大字内原の各一部	1 3 4	

(表 2 3 : 特別保護地区総括表)

県 名	区 域	面 積	
奈良 県	吉野郡下北山村 大字前鬼の一部	6 7 0	3 , 4 7 5
	吉野郡上北山村 大字小椋、大字白川及び大字西原の各一部	1 , 8 4 7	
	吉野郡川上村内 国有林奈良森林管理事務所 1 0 0 1 林班から 1 0 0 3 林班までの各一部	3 9	
		小 計	
和歌山 県	新宮市 熊野川町の一部	7 2	1 1 5
	東牟婁郡那智勝浦町 大字那智山の一部	4 3	
		小 計	
	合 計	4 , 4 7 5	

(イ) 第 1 種特別地域

次の区域を第 1 種特別地域とする。

(表 2 4 : 第 1 種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
三重県	尾鷲市 梶賀町、九鬼町、須賀利町及び早田町の各一部	1 2 1	
	熊野市内 国有林三重森林管理署 7 7 林班及び 7 8 林班の各一部 熊野市 有馬町、磯崎町、木本町、紀和町、久生屋町、須野町、二木島町、波田須町、甫母町及び遊木町の各一部	1 7 3	
	多気郡大台町内 国有林三重森林管理署 5 4 6 林班の全部並び 5 4 2 林班から 5 4 5 林班まで、5 4 7 林班及び 5 4 9 林班から 5 5 1 林班までの各一部 多気郡大台町 大字大杉の一部	2 0 8	
	南牟婁郡御浜町内 国有林三重森林管理署 7 9 林班から 8 1 林班までの各一部 南牟婁郡御浜町 大字阿田和及び大字下市木の各一部	8 3	

(表 2 4 : 第 1 種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
三重県	南牟婁郡紀宝町内 国有林三重森林管理署 8 2 林班及び 8 3 林班の各一部		
	南牟婁郡紀宝町 大字井田の一部	2 6	
	南牟婁郡鵜殿村内 国有林三重森林管理署 8 3 林班の一部並びにその地先 海岸	4	
		小 計	6 1 5
奈良県	五條市 大塔町の一部	5 0	
	吉野郡天川村内 国有林奈良森林管理事務所 7 0 林班から 7 7 林班、1 0 2 4 林班及 び 1 0 2 5 林班の各一部		
	吉野郡天川村 大字北角及び大字洞川の各一部	1 , 0 6 2	
	吉野郡十津川村 大字旭、大字神下及び大字内原の各一部	6 8 0	
	吉野郡下北山村内 国有林奈良森林管理事務所 奈良事業区 1 0 2 8 林班から 1 0 3 2 林班まで、1 0 3 9 林班から 1 0 4 1 林班まで及び 1 0 4 4 林班から 1 0 4 8 林班までの各一 部 吉野郡下北山村 大字前鬼の一部		4 0 5

(表 2 4 : 第 1 種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
奈良県	吉野郡上北山村 大字白川及び大字西原の各一部	3 9 6	2 , 6 9 7
	吉野郡川上村内 国有林奈良森林管理事務所 1 0 0 1 林班から 1 0 0 3 林班 までの各一部 吉野郡川上村 大字入之波の一部	1 0 4	
		小 計	
和歌山県	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 3 林班及び 8 4 林班の各一部 新宮市 大字新宮及び大字三輪崎の各一部	6 8	
	東牟婁郡那智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 1 0 3 2 林班の全部並びに 1 0 0 1 林班 の一部 東牟婁郡那智勝浦町 大字宇久井、大字浦神、大字勝浦、大字那 智山及び大字湯川の各一部	1 1 9	
	東牟婁郡太地町 大字太地の一部	4 3	
	東牟婁郡北山村 大字小松の一部	2	

(表 2 4 : 第 1 種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
和歌山県	東牟婁郡串本町 大字有田、大字大島、大島檜野、大字鬪野 川、大字古座、大字潮岬、大字須江、大字 高富、大字田並、大字田原及び大字姫の各 一部	2 6 1	
		小 計	4 9 3
	合 計	3 , 8 0 5	

(ウ) 第２種特別地域総括表

次の区域を第２種特別地域とする。

(表２５：第２種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
三重県	尾鷲市 九鬼町、須賀利町、早田町及び三木浦町の各一部	4 1 5	1, 7 3 8
	熊野市 有馬町、育生町、神川町、紀和町、須野町、二木島町及び甫母町の各一部	6 0 1	
	多気郡大台町内 国有林三重森林管理署 5 4 5 林班、5 4 7 林班、5 4 8 林班及び5 5 1 林班の各一部 多気郡大台町 大字大杉の一部	4 6 8	
	南牟婁郡紀宝町 大字浅里及び大字北桧杖の各一部	2 5 4	
		小 計	
奈良県	吉野郡吉野町 大字左曽、大字丹治、大字橋屋及び大字吉野山の各一部	2 3 4	
	吉野郡天川村 大字北角、大字坪内及び大字洞川の各一部	2 8 0	
	吉野郡十津川村 大字神下の一部	7	

(表 2 5 : 第 2 種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
奈良県	吉野郡下北山村 大字池峰、大字上池原、大字下池原、大字 下桑原及び大字前鬼の各一部	6 9 0	1 , 3 2 3
	吉野郡上北山村 大字小椋及び大字西原の各一部	1 1 2	
		小計	
和歌山県	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 2 林班及び 4 林班の全部並びに 3 林班、 8 林班、9 林班及び 8 4 林班の各一部		
	新宮市 熊野川町、大字佐野、大字新宮、大字高田 及び大字三輪崎の各一部	2 9 4	
	田辺市 本宮町の各一部	1 7 1	
	東牟婁郡那智勝浦町 大字市屋、大字宇久井、大字浦神、大字勝 浦、大字狗子ノ川、大字粉白、大字下里、 大字那智山、大字二河、大字橋ノ川、大字 浜ノ宮及び大字湯川の各一部	5 2 5	
	東牟婁郡太地町 大字太地の一部	1 3 6	
	東牟婁郡北山村 大字大沼、大字小松、大字下尾井、大字竹 原及び大字七色の各一部	2 8 5	

(表 2 5 : 第 2 種特別地域総括表)

県 名	区 域	面	積
和歌山県	東牟婁郡串本町 大字有田、大字出雲、大字大島、 大字檜 野、大字鬪野川、大字串本、大字古座、大 字潮岬、大字須江、大字高富、大字田並、 大字田原、大字津荷、及び大字二色の各一 部	7 3 8	2 , 1 4 9
		小 計	
	合 計		5 , 2 1 0

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表26：第3種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
三重県	尾鷲市 梶賀町、九鬼町、須賀利町、曾根町、早田町、三木浦町、三木里町及び大字行野浦の各一部	1, 157	2,389
	熊野市 新鹿町、磯崎町、木本町、紀和町、須野町、二木島町、波田須町及び遊木町の各一部	919	
	多気郡大台町内 国有林三重森林管理署 552林班、553林班、555林班及び557林班から561林班までの各一部	156	
	南牟婁郡紀宝町 大字浅里、大字北桧杖及び大字瀬原の各一部	157	
		小 計	
奈良県	吉野郡吉野町 大字左曽、大字丹治及び大字吉野山の各一部	704	
	吉野郡天川村内 国有林奈良森林管理事務所 73林班、75林班、88林班、1024林班及び1025林班の各一部 吉野郡天川村 大字北角及び大字洞川の各一部	947	
	吉野郡十津川村 大字竹筒の一部	28	

(表 2 6 : 第 3 種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
奈良県	吉野郡上北山村 大字小椋及び大字西原の各一部	3 9 7	2, 5 6 1
	吉野郡川上村内 国有林奈良森林管理事務所 1 0 0 1 林班から 1 0 0 3 林班までの各一部 吉野郡川上村 大字伯母谷及び大字入之波の各一部	4 8 5	
		小 計	
和歌山県	新宮市 大字相賀、熊野川町、大字高田、大字南檜 杖及び大字三輪崎の各一部	1, 0 3 3	
	田辺市 本宮町の一部	2 1 1	
	東牟婁郡那智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 1 林班の全部及び 1 0 0 1 林班の一部 東牟婁郡那智勝浦町 大字井関、大字市野々、大字口色川、大字 小阪、大字那智山及び大字南平野の各一部	4 7 1	
	東牟婁郡太地町 大字太地及び大字森浦の各一部	2	
	東牟婁郡北山村 大字小松、大字下尾井、大字竹原及び大字 七色の各一部	2 7	

(表 2 6 : 第 3 種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
和歌山県	東牟婁郡串本町 大字出雲、大字串本、大字潮岬、大字須江 及び大字姫の各一部	6 8	
		小 計	1 , 8 1 2
	合 計	6 , 7 6 2	

(オ) 乗入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域（以下、「乗入れ規制地区」という。）を次のとおりとする。

(表 2 7 : 乗入れ規制地区表)

名 称	県 名	区域	面積	地種区分
七里御浜	三重県	熊野市 有馬町、木本町、久生屋町の各一部 南牟婁郡御浜町 大字阿田和及び大字下市木の各一部 南牟婁郡紀宝町 大字井田の一部 南牟婁郡鵜殿村内 国有林三重森林管理署 8 3 林班の一部の地先海岸 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び住宅の区域を除く。)	9 8	第 1 種特別地域
大浜	和歌山県	新宮市 大字新宮の一部 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び住宅の区域を除く。)	2 9	第 1 種特別地域 及び 第 2 種特別地域
		合 計	1 2 7	

備考：乗入れ規制期間は 5 月 1 日より 9 月 3 0 日までとする。

イ. 海中公園地域

海中公園地区を次のとおりとする。

(表 28 : 海中公園地区表)

番号	名称	位置	面積	備考
1	熊野灘 二木島 2 号	三重県熊野市 須野町小浜地先海域	6 . 6	昭63.11.7 指定
2	熊野灘 二木島 1 号	三重県熊野市 二木島町尻打地先海域	7 . 8	昭63.11.7 指定
3	串本 1 号	和歌山県東牟婁郡串本町 大字高富字高浜地先海域	9 . 6	昭63.11.7 指定
4	串本 2 号	和歌山県東牟婁郡串本町 大字有田字錆浦地先海域	9 . 8	昭63.11.7 指定
5	串本 4 号	和歌山県東牟婁郡串本町 大字有田字名近地先海域 大字田並字尾古貴地先海域	1 2 . 7	昭63.11.7 指定
6	串本 3 号	和歌山県東牟婁郡串本町 大字有田字稲村地先海域	7 . 1	昭63.11.7 指定
7	串本 5 号	和歌山県東牟婁郡串本町 通夜島地藏岩地先海域	1 3 . 7	新規
		合 計	6 7 . 3	

ウ．普通地域

次の区域を普通地域とする。

(表 2 9 : 普通地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
三重県	尾鷲市 九鬼町の一部	1 1	
	熊野市 育生町、神川町、紀和町及び須野町の各一部	3, 1 5 2	
	多気郡大台町内 国有林三重森林管理署 5 1 2 林班から 5 2 2 林班まで、5 2 5 林班から 5 3 7 林班まで、5 3 9 林班、5 5 6 林班、5 6 2 林班から 5 6 6 林班まで、5 7 1 林班から 5 7 7 林班まで、5 7 9 林班から 5 8 2 林班まで及び 5 8 4 林班の全部、並びに 5 2 3 林班、5 2 4 林班、5 3 8 林班、5 4 0 林班、5 4 2 林班から 5 4 4 林班まで、5 4 9 林班から 5 5 3 林班まで、5 5 5 林班、5 5 7 林班から 5 6 1 林班まで、5 6 7 林班から 5 7 0 林班まで、5 8 3 林班及び 5 8 5 林班の各一部		
	多気郡大台町 大字大杉の一部	7, 3 5 7	
	南牟婁郡紀宝町 大字浅里、大字北桧杖及び大字瀬原の各一部	8 3 5	
		小 計	1 1, 3 5 5

(表 2 9 : 普通地域総括表)

名 称	区 域	面 積	
奈良県	五條市 大塔町の一部	1, 1 8 7	
	吉野郡天川村内 国有林奈良森林管理事務所 6 9 林班の全部並びに 7 0 林班から 7 3 林班まで及び 7 5 林班から 7 7 林班までの各一部		
	吉野郡天川村 大字北角及び大字洞川の各一部	2, 2 2 0	
	吉野郡十津川村 大字旭及び大字竹筒の各一部	1, 2 8 4	
	吉野郡下北山村内 国有林奈良森林管理事務所 1 0 3 3 林班、1 0 3 6 林班、1 0 3 8 林班まで、1 0 4 2 林班及び 1 0 4 3 林班の全部、1 0 2 8 林班から 1 0 3 2 林班まで、1 0 3 9 林班から 1 0 4 1 林班まで及び 1 0 4 4 林班から 1 0 4 8 林班までの各一部		
	吉野郡下北山村 大字池峰、大字上池原、大字下池原、大字下桑原及び大字前鬼の各一部	5, 4 7 8	
	吉野郡上北山村 大字河合、大字小椋、大字白川及び大字西原の各一部	8, 9 1 5	
	吉野郡川上村 大字伯母谷及び大字入之波の各一部	2, 1 7 3	
		小 計	2 1, 2 5 7

(表 2 9 : 普通地域総括表)

県 名	区 域	面 積	
和歌山県	新宮市内 国有林和歌山森林管理署 5 林班から 7 林班までの全部並びに 8 林班及び 9 林班の各一部		
	新宮市 大字相賀、熊野川町、大字高田及び大字南檜杖の各一部	2, 7 5 8	
	田辺市内 国有林和歌山森林管理署 2 2 林班の一部		
	田辺市 本宮町の一部	1, 3 9 6	
	東牟婁郡那智勝浦町内 国有林和歌山森林管理署 1 0 0 2 林班、1 0 3 0 林班及び 1 0 3 1 林班の全部		
	東牟婁郡那智勝浦町 大字井関、大字市野々、大字市屋、大字浦神、大字口色川、大字小阪及び大字二河の各一部	9 2 1	
	東牟婁郡太地町 大字太地及び大字森浦の各一部	2 8	
	東牟婁郡北山村 大字大沼、大字小松、大字下尾井、大字竹原及び大字七色の各一部	1, 4 5 0	
	東牟婁郡串本町 大字大島、大字檜野、大字田原及び大字須江の各一部	3 7 6	
		小 計	6, 9 2 9
	合 計		3 9, 5 4 1

(5) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 30 : 保護施設表)

番号	種類	位 置
2	植生復元施設	奈良県五條市、吉野郡天川村、十津川村、下北山村、上北山村及び川上村（大峯山系）
3	動物繁殖施設	三重県熊野市及び南牟婁郡御浜町（七里御浜）
4	動物繁殖施設	和歌山県新宮市（大浜）
5	自然再生施設	奈良県吉野郡上北山村及び同郡川上村（大台ヶ原）

整 備 方 針	旧計画との関係
シカの食害等により、大峯山系の景観の重要な構成要素であるオオヤマレンゲ等の植生の衰退が見られるため、植生の荒廃の防止及び復元のための施設の整備を図る。	新規
アカウミガメが産卵に訪れる七里御浜において、産卵、孵化等を補助するための施設の整備を図る。	平成9.12.16 告示
アカウミガメが産卵に訪れる大浜において、産卵、孵化等を補助するための施設の整備を図る。	平成9.12.16 告示
大台ヶ原の森林生態系の衰退を防止しその復元を図るため、食害防止や森林再生等の対策を中心とする保全再生のための施設を整備する。	平成17.7.12 告示

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 3 1 : 集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
1	大台ヶ原	奈良県吉野郡上北山村大字小椋の一部	本地区は、台高山脈の南部、標高1,600メートルの大台ヶ原の台地上に位置し、トウヒ、ウラジロモミ、コメツガ等の針葉樹林とブナ、カエデ類等の広葉樹林が見られる緩傾斜地である。 また、国道169号線と伯母峰大台ヶ原線道路（車道）〔通称：大台ヶ原ドライブウェイ〕により、大阪方面から約3時間で到達することができる。 この優れた自然環境や良好なアクセスを生かし、大台ヶ原一帯及び大杉谷の登山、ハイキング、自然体験学習等の自然と親しむための拠点となる施設を計画するものとする。
2	宇久井	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井の一部	本地区は、和歌山県熊野地域の海岸沿に位置し、黒潮が寄せる勇壮な海岸を有する風光明媚な陸繋島の台地である。台地上には、シイ、カシ類の常緑広葉樹が見られる。 常緑広葉樹林の優れた自然林や、里地里山の景観を活用し、自然体験学習等の自然と親しむための拠点となる施設を計画するものとする。

整備計画区	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係
大台ヶ原	すぐれた自然環境を有する地域の中心部に位置することから、施設の整備は最小限度にとどめることを前提に、既存の宿舎、休憩所、駐車場、公衆便所、ビジターセンター、自然探勝歩道等を充実させる。 整備に当たっては、景観の保全や排水処理に留意することとする。	24.1	昭63.11.7 決定
面積計		国	
		0	
		24.1	
		私	
		0	
		24.1	
宇久井	身近な里山の自然と地域の風土にふれあえる場とすることを基本方針とする。 半島の中心部にはビジターセンターを配置し、適正利用のための情報及び管理拠点施設とする。また、自然環境に親しみ、自然のしくみや自然と人との関わりを学ぶための自然探勝歩道、園地、宿舎、駐車場、休憩所等を一体的に整備する。 海岸線沿いの樹林や社寺林等については、保護を図る。	50.8	新規
面積計		国	
		7.5	
		1.5	
		私	
		41.8	
		50.8	

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 3 2 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1	園 地	三重県尾鷲市（大池）
2	野 営 場	三重県尾鷲市（大池）
3	園 地	三重県尾鷲市（日和山）
4	園 地	三重県尾鷲市（松本）
5	宿 舎	三重県尾鷲市（松本）
6	園 地	三重県尾鷲市（毛尻）
7	宿 舎	三重県尾鷲市（毛尻）
8	園 地	三重県尾鷲市（奥地）
9	園 地	三重県尾鷲市（頂山）
1 0	野 営 場	三重県尾鷲市（頂山）
1 1	駐 車 場	三重県尾鷲市（頂山）
1 2	園 地	三重県尾鷲市（綱代）
1 3	駐 車 場	三重県尾鷲市（人所）
1 4	野 営 場	三重県尾鷲市（頼母）
1 5	園 地	三重県尾鷲市（三木崎）
1 6	園 地	三重県尾鷲市（盛松ミズバシリ）
1 7	園 地	三重県熊野市（楯ヶ崎）
1 8	宿 舎	三重県熊野市（楯ヶ崎）

整 備 方 針	旧計画との関係
大池及び周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
大池及び周辺探勝利用者のための野営場として整備する。	昭63. 11. 7告示
日和山周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
行野浦周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
行野浦周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
九木崎周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
九木崎周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
九木崎周辺探勝利用者の野営場として整備する。	昭63. 11. 7告示
九木崎周辺探勝利用者の駐車場として整備する。	昭63. 11. 7告示
ナサ崎周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
三木崎周辺探勝利用者のための駐車場として整備する。	昭63. 11. 7告示
三木崎周辺探勝利用者のための野営場として整備する。	昭63. 11. 7告示
三木崎周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
三木崎周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
楯ヶ崎探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
楯ヶ崎周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示

(表 3 2 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1 9	駐 車 場	三重県熊野市（楯ヶ崎）
2 0	園 地	三重県熊野市（牟婁崎）
2 1	宿 舎	三重県熊野市（牟婁崎）
2 2	園 地	三重県熊野市（新鹿浦）
2 3	園 地	三重県熊野市（波田須）
2 4	園 地	三重県熊野市（大崎半島）
2 5	宿 舎	三重県熊野市（大崎半島）
2 6	園 地	三重県熊野市（猪ノ鼻）
2 7	園 地	三重県熊野市（鬼ヶ城）
2 8	園 地	三重県熊野市及び和歌山県東牟婁郡北山村（七色峡）
2 9	園 地	三重県熊野市及び和歌山県東牟婁郡北山村（相須淵）
3 0	園 地	三重県多気郡大台町（宮川第三発電所）
3 1	宿 舎	三重県多気郡大台町（桃ノ木小屋）
3 2	避 難 小 屋	三重県多気郡大台町及び奈良県吉野郡川上村（大台辻）
3 3	避 難 小 屋	三重県多気郡大台町（堂倉）
3 4	園 地	三重県南牟婁郡紀宝町（飛雪ノ滝）
3 5	園 地	奈良県吉野郡吉野町（吉野山）
3 6	宿 舎	奈良県吉野郡吉野町（吉野山）
3 7	博物展示施設	奈良県吉野郡吉野町（吉野山）
3 8	園 地	奈良県吉野郡天川村（洞川）

整備方針	旧計画との関係
楯ヶ崎周辺探勝利用者のための駐車場として整備する。	昭63. 11. 7告示
牟婁崎周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
新鹿砂浜利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
波田須海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
大崎半島探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
猪ノ鼻海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
鬼ヶ城探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
七色峡探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
相須淵探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
大杉谷溪谷探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭63. 11. 7告示
大杉谷溪谷探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
大台ヶ原登山利用者の安全を図るための避難小屋として整備する。	昭63. 11. 7告示
大杉谷登山利用者の安全を図るための避難小屋として整備する。	昭63. 11. 7告示
飛雪ノ滝探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
吉野山探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
吉野山探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
吉野山の歴史、文化、自然等を解説するための施設として整備する。	昭63. 11. 7告示
大峯山及び洞川周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示

(表 3 2 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
3 9	宿 舎	奈良県吉野郡天川村（洞川）
4 0	野 営 場	奈良県吉野郡天川村（洞川）
4 1	博物展示施設	奈良県吉野郡天川村（洞川）
4 2	園 地	奈良県吉野郡天川村（清浄大橋）
4 3	宿 舎	奈良県吉野郡天川村（山上ヶ岳）
4 4	避 難 小 屋	奈良県吉野郡天川村（山上辻）
4 5	避 難 小 屋	奈良県吉野郡天川村（行者還岳）
4 6	避 難 小 屋	奈良県吉野郡天川村及び奈良県吉野郡上北山村（一ノタワ）
4 7	避 難 小 屋	奈良県吉野郡天川村（河原小屋）
4 8	避 難 小 屋	奈良県吉野郡天川村（狼平）
4 9	避 難 小 屋	奈良県吉野郡天川村（弥山）
5 0	園 地	奈良県吉野郡十津川村（田戸）
5 1	宿 舎	和歌山県新宮市（田戸）及び奈良県吉野郡十津川村
5 2	避 難 小 屋	奈良県吉野郡下北山村（深仙ノ宿）
5 3	宿 舎	奈良県吉野郡下北山村（前鬼）
5 4	野 営 場	奈良県吉野郡下北山村（前鬼）
5 5	園 地	奈良県吉野郡下北山村（池峰）
5 6	宿 舎	奈良県吉野郡下北山村（池峰）
5 7	野 営 場	奈良県吉野郡下北山村（池峰）
5 8	園 地	奈良県吉野郡上北山村（伯母峰峠）

整備方針	旧計画との関係
大峯山及び洞川周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
大峯山及び洞川周辺探勝利用者のための野営場として整備する。	昭63. 11. 7告示
大峯山及び洞川周辺の自然、歴史、文化等を解説するための施設として整備する。	昭63. 11. 7告示
山上ヶ岳登山利用者のための休憩地として整備する。	昭63. 11. 7告示
山上ヶ岳登山及び大峯山縦走利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
稲村ヶ岳登山利用者の安全を図るための避難小屋として整備する。	昭63. 11. 7告示
大峯山縦走登山利用者の安全を図るための避難小屋として整備する。	昭63. 11. 7告示
大峯山縦走登山利用者の安全を図るための避難小屋として整備する。	昭63. 11. 7告示
弥山溪谷登山利用者の安全を図るための避難小屋として整備する。	昭63. 11. 7告示
弥山溪谷登山利用者の安全を図るための避難小屋として整備する。	昭63. 11. 7告示
大峯山縦走登山利用者の安全を図るための避難小屋として整備する。	昭63. 11. 7告示
瀨峡探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
瀨峡探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
大峯山縦走登山利用者の安全を図るための避難小屋として整備する。	昭63. 11. 7告示
大峯山及び前鬼周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
大峯山及び前鬼周辺探勝利用者のための野営場として整備する。	昭63. 11. 7告示
池峰周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者のための野営場として整備する。	昭63. 11. 7告示
大台ヶ原探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭63. 11. 7告示

(表 3 2 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
5 9	園 地	奈良県吉野郡上北山村（辻堂山）
6 0	給 水 施 設	奈良県吉野郡上北山村（大台ヶ原）
6 1	避 難 小 屋	奈良県吉野郡上北山村（楊枝ヶ宿）
6 2	園 地	和歌山県新宮市（東高森）
6 3	園 地	和歌山県新宮市（孔島・鈴島）
6 4	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（橋杭）
6 5	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（錆浦）
6 6	水 族 館	和歌山県東牟婁郡串本町（錆浦）
6 7	宿 舎	和歌山県東牟婁郡串本町（稲村崎）
6 8	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（名近崎）
6 9	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（住崎）
7 0	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（マキノ崎）
7 1	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（潮岬）
7 2	宿 舎	和歌山県東牟婁郡串本町（潮岬）
7 3	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（金山）
7 4	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（ウツキ崎）
7 5	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（檜野崎）
7 6	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（タカノ巣）
7 7	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（猪喰鼻）
7 8	宿 舎	和歌山県東牟婁郡串本町（大耳崎）

整備方針	旧計画との関係
大台ヶ原探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭63. 11. 7告示
大台ヶ原集団施設地区への給水施設として整備する。	昭63. 11. 7告示
大峯山縦走登山利用者の安全を図るための避難小屋として整備する。	昭63. 11. 7告示
東高森周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
孔島・鈴島探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
杭岩周辺探勝利用者及び海水浴利用者の園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
海中公園地区周辺の探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
海中公園地区及び付近の生物の生態等を解説するための施設として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
海中公園地区周辺の探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
潮岬海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
潮岬海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
潮岬海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
潮岬海岸探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
大島探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
大島探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
大島探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
大島探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
大島探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
大島探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示

(表 3 2 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
7 9	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（須江崎）
8 0	園 地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（那智山）
8 1	園 地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（大戸平）
8 2	園 地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（妙法山）
8 5	宿 舎	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（勝浦）
8 6	宿 舎	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（湯川）
8 7	園 地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（湯川）
8 8	園 地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（森浦湾）
8 9	舟 遊 場	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（森浦湾）
9 0	園 地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（山見鼻）
9 1	園 地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（玉ノ浦）
9 2	園 地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（耳ノ鼻）
9 3	宿 舎	和歌山県東牟婁郡太地町（夏山）
9 4	舟 遊 場	和歌山県東牟婁郡太地町（夏山）
9 5	園 地	和歌山県東牟婁郡太地町（太地）
9 6	宿 舎	和歌山県東牟婁郡太地町（太地）
9 7	博物展示施設	和歌山県東牟婁郡太地町（太地）
9 8	園 地	和歌山県東牟婁郡太地町（燈明崎）
9 9	園 地	和歌山県東牟婁郡太地町（梶取崎）
1 0 0	園 地	和歌山県東牟婁郡太地町（平見台）

整 備 方 針	旧計画との関係
大島探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
那智山探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
那智山探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
妙法山及び周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者及び温泉利用客のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者及び温泉利用客のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
ゆかし潟及び湯川周辺海岸の探勝及び水辺利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
森浦湾岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺海岸探勝利用者のための舟遊場として整備する。	昭63. 11. 7告示
山見鼻海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺海岸の探勝及び水辺利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
荒船海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者及び温泉利用客のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺海岸探勝利用者のための舟遊場として整備する。	昭63. 11. 7告示
太地海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
鯨類を中心とした海洋生物の生態等を解説するための施設として整備する。	昭63. 11. 7告示
太地海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
太地海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
太地海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示

(表 3 2 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1 0 1	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（荒船）
1 0 2	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（下田原）
1 0 3	園 地	和歌山県新宮市（玉置口）
1 0 4	宿 舎	和歌山県新宮市（玉置口）
1 0 5	野 営 場	和歌山県新宮市（玉置口）
1 0 6	園 地	和歌山県新宮市（島津）
1 0 7	園 地	和歌山県新宮市（鼻白滝）
1 0 8	園 地	和歌山県田辺市（本宮）
1 0 9	園 地	和歌山県田辺市（湯の峰）
1 1 0	宿 舎	和歌山県田辺市（湯の峰）
1 1 1	駐 車 場	和歌山県田辺市（湯の峰）
1 1 2	園 地	和歌山県田辺市（川湯）
1 1 3	宿 舎	和歌山県田辺市（川湯）
1 1 4	野 営 場	和歌山県田辺市（川湯）
1 1 5	園 地	和歌山県東牟婁郡北山村（下尾井）
1 1 6	宿 舎	和歌山県東牟婁郡北山村（下尾井）
1 1 7	園 地	和歌山県東牟婁郡北山村（小松口）
1 1 8	園 地	奈良県吉野郡上北山村（和佐又）
1 1 9	野 営 場	奈良県吉野郡上北山村（和佐又）
1 2 0	園 地	三重県南牟婁郡御浜町（阿田和）

整備方針	旧計画との関係
荒船海岸探勝利用者のための園地として整備する	昭63. 11. 7告示
周辺地域の探勝及び水辺利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
瀬峡探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
瀬峡探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
瀬峡探勝利用者のための野営場として整備する。	昭63. 11. 7告示
北山川探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
鼻白滝探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者及び温泉利用客のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
湯の峰周辺利用者のための駐車場として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者及び温泉利用客のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺探勝利用者のための野営場として整備する。	昭63. 11. 7告示
北山川探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
北山川探勝利用者のための宿舎として整備する。	昭63. 11. 7告示
北山川探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
大峯山及び和佐又周辺探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示
大峯山及び和佐又周辺探勝利用者のための野営場として整備する。	昭63. 11. 7告示
周辺海岸探勝利用者のための園地として整備する。	昭63. 11. 7告示

(表 3 2 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1 2 1	宿 舎	三重県多気郡大台町（粟谷）
1 2 2	野 営 場	三重県南牟婁郡紀宝町（飛雪ノ滝）
1 2 3	宿 舎	奈良県吉野郡天川村（山上辻）
1 2 4	宿 舎	奈良県吉野郡天川村（弥山）
1 2 5	排 水 施 設	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（那智山）
1 2 6	排 水 施 設	和歌山県田辺市（川湯）
1 2 7	野 営 場	和歌山県東牟婁郡北山村（七色峽）
1 2 8	野 営 場	和歌山県東牟婁郡北山村（下尾井）
1 2 9	園 地	和歌山県東牟婁郡北山村（オトノリ）
1 3 0	園 地	奈良県吉野郡天川村（小坪谷）
1 3 1	園 地	和歌山県東牟婁郡太地町（ ^{なっさ} 夏山）
1 3 2	園 地	和歌山県東牟婁郡串本町（通夜島）

整 備 方 針	旧計画との関係
溪谷と植生の垂直分布が見られる優れた自然環境を生かした大杉谷探勝利用のための宿舎として整備する。	平9.12.16告示
熊野川沿いの静閑な自然環境を生かした探勝利用等のための野営場として整備する。	平9.12.16告示
稲村ヶ岳登山利用のための宿舎として整備する。	平9.12.16告示
大峯山縦走利用のための宿舎として整備する。	平9.12.16告示
那智山地区からの排水を処理するための施設を整備する。	平9.12.16告示
川湯地区からの排水を処理するための施設を整備する。	平9.12.16告示
七色峡一帯の優れた自然環境を生かした探勝利用のための野営場として整備する。	平9.12.16告示
北山川周辺の優れた自然環境を生かしたカヌーや探勝利用等のための野営場として整備する。	平9.12.16告示
北山峡の優れた自然環境を生かしたカヌー利用等水辺の自然と親しむための園地として整備する。	平9.12.16告示
弥山登山者のための登山基地として小坪谷線歩道と一体的に整備する。	新規
海岸探勝利用者のための園地として整備する。	新規
通夜島及び海岸探勝利用者のための園地として整備する。	新規

(ウ) 道路

i 車道

車道を次のとおりとする。

(表 3 3 : 道路 (車道) 表)

番号	路 線 名	区 間	主要通過地
1	行野浦楯ヶ崎線	起点－三重県尾鷲市 (行野浦・国立公園境界) 終点－三重県尾鷲市 (奥池・国立公園境界) 起点－三重県尾鷲市 (向上・国立公園境界) 終点－三重県尾鷲市 (古輪山・国立公園境界) 起点－三重県尾鷲市 (狸谷・国立公園境界) 終点－三重県熊野市 (甫母・国立公園境界)	
2	頂山線	起点－三重県尾鷲市 (奥池・車道分岐点) 終点－三重県尾鷲市 (頂山)	
3	七色宮井線	起点－三重県熊野市 (神川・国立公園境界) 終点－奈良県吉野郡十津川村 (東野・国立公園境界) 起点－和歌山県新宮市 (玉置口・国立公園境界) 終点－和歌山県新宮市 (玉置口・国立公園境界) 起点－和歌山県新宮市 (玉置口・国立公園境界) 終点－和歌山県新宮市 (玉置口・国立公園境界) 起点－和歌山県新宮市 (玉置口・国立公園境界) 終点－和歌山県新宮市 (宮井・車道合流点)	大沼、下尾井、 小松、玉置口
4	上市奥千本線	起点－奈良県吉野郡吉野町 (吉野神宮・国立公園境界) 終点－奈良県吉野郡吉野町 (金峰神社)	蔵王堂、 水分神社

整備方針	旧計画との関係
尾鷲より熊野に至る利用地点を結び、海岸を探勝する車道として整備する。	平9.12.16告示
頂山への到達車道として整備する。	昭63.11.7告示
溪谷を探勝する車道として、また山岳部と海岸部を結ぶ連絡車道として整備する。	平9.12.16告示
吉野神社より吉野山中心部を通り、奥千本地区金峰神社に至る車道として整備する。	昭63.11.7告示

(表 3 3 : 道路 (車道) 表)

番号	路 線 名	区 間	主要通過地
5	吉 野 山 探 勝 線	起点－奈良県吉野郡吉野町 (吉野駅・国立公園境界) 終点－奈良県吉野郡吉野町 (天王橋・車道合流点) 終点－奈良県吉野郡吉野町 (勝手神社・車道合流点)	如意輪時
6	洞 川 大 橋 線	起点－奈良県吉野郡天川村 (洞川・国立公園境界) 終点－奈良県吉野郡天川村 (清浄大橋)	
7	伯母峰大台ヶ原線	起点－奈良県吉野郡川上村 (山葵谷) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (大台ヶ原集団施設地区)	
8	新 宮 本 宮 線	起点－和歌山県新宮市 (新宮・国立公園境界) 終点－和歌山県新宮市 (能城・国立公園境界) 起点－和歌山県東牟婁郡熊野川町 (上村・国立公園境界) 終点－和歌山県田辺市 (本宮・国立公園境界)	白見、志古、 宮井
9	潮 岬 周 回 線	起点－和歌山県東牟婁郡串本町 (串本・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡串本町 (出雲・国立公園境界) 起点－和歌山県東牟婁郡串本町 (出雲・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡串本町 (平松・国立公園境界) 起点－和歌山県東牟婁郡串本町 (平松・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡串本町 (串本・国立公園境界)	潮岬

整 備 方 針	旧計画との関係
吉野駅より中千本地区に至る車道として整備する。	昭63.11.7告示
洞川より山上ヶ岳登山口に至る車道として整備する。	昭63.11.7告示
山葵谷より大台ヶ原に至る車道として整備する。	昭63.11.7告示
新宮より熊野川沿いを経て本宮に至る車道として整備する。	昭63.11.7告示
潮岬海岸の探勝車道として整備する。	昭63.11.7告示

(表 3 3 : 道路 (車道) 表)

番号	路 線 名	区 間	主要通過地
1 0	那 智 山 線	起点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (市野々・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (那智山)	
1 1	妙法山大戸平線	起点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (妙法山・車道分岐点) 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (大戸平)	
1 2	勝 浦 湯 川 線	起点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (勝浦・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (湯川)	夏山
1 3	田 原 荒 船 線	起点－和歌山県東牟婁郡串本町 (田原・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡串本町 (荒船)	
1 4	本 宮 請 川 線	起点－和歌山県田辺市 (本宮・車道分岐線) 終点－和歌山県田辺市 (下湯川・国立公園境界) 起点－和歌山県田辺市 (串峠・国立公園境界) 終点－和歌山県田辺市 (請川・車道分岐線)	湯の峰、川湯

整 備 方 針	旧計画との関係
那智山地区に至る車道として整備する。	昭63.11.7告示
妙法山より大戸平に至る車道として整備する。	昭63.11.7告示
勝浦地区より夏山を至て湯川地区に至る車道として整備する。	昭63.11.7告示
田原より荒船に至る車道として整備する。	昭63.11.7告示
本宮より湯ノ峰、川湯を通り請川に至る車道として整備する。	昭63.11.7告示

ii 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 3 4 : 道路 (歩道) 表)

番号	路 線 名	区 間	主要通過地
1	須賀利大池日和山線	起点－三重県尾鷲市（江戸鼻） 終点－三重県尾鷲市（大池・歩道合流点） 終点－三重県尾鷲市（日和山）	
2	九 木 崎 線	起点－三重県尾鷲市（九鬼神社） 終点－三重県尾鷲市（九鬼岬） 終点－三重県尾鷲市（奥地）	
3	三 木 崎 線	起点－三重県尾鷲市（人所・国立公園境界） 終点－三重県尾鷲市（三木崎） 終点－三重県尾鷲市 （盛松ミズバシリ・国立公園境界）	三木崎燈台
4	鬼ヶ城周回線	起点－三重県熊野市（千本） 終点－三重県熊野市（城山・歩道合流点） 終点－三重県熊野市（城山・国立公園境界）	
5	七 里 御 浜 線	起点－三重県熊野市 （獅子岩・国立公園境界） 終点－三重県南牟婁郡御浜町 （荻内・歩道合流点） 起点－三重県南牟婁郡御浜町 （阿田和・国立公園境界） 終点－三重県南牟婁郡御浜町 （阿田和・国立公園境界） 起点－三重県南牟婁郡御浜町 （阿田和・国立公園境界） 終点－三重県南牟婁郡鵜殿村 （外松原・国立公園境界）	
6	大 杉 谷 線	起点－三重県多気郡大台町 （日出ヶ岳・歩道分岐点） 終点－三重県多気郡大台町 （宮川第三発電所）	堂倉滝、 七ツ釜滝、桃ノ 木小屋、千尋滝

整備方針	旧計画との関係
須賀利地区の海岸探勝歩道として整備する。	昭63.11.7告示
九鬼地区の海岸探勝歩道として整備する。	昭63.11.7告示
三木崎の海岸探勝歩道として整備する。	昭63.11.7告示
鬼ヶ城の海岸探勝歩道として整備する。	昭63.11.7告示
七里御浜沿いの自然探勝のための歩道として整備する。	平9.12.16告示
大杉谷峡谷沿いに大台ヶ原に至る登山道として整備する。	昭63.11.7告示

(表 3 4 : 道路 (歩道) 表)

番号	路 線 名	区 間	主要通過地
8	大 峯 縦 走 線	起点－奈良県吉野郡天川村 (五番関) 終点－奈良県吉野郡下北山村 (前鬼)	山上ヶ岳 弥山 釈迦ヶ岳
9	洞川洞辻茶屋線	起点－奈良県吉野郡天川村 (洞川・歩道分岐点) 終点－奈良県吉野郡天川村 (洞辻茶屋・歩道合流点)	
1 0	大橋レンゲ辻線	起点－奈良県吉野郡天川村 (清浄大橋・歩道分岐点) 終点－奈良県吉野郡天川村 (レンゲ辻・歩道合流点)	
1 1	稲 村 ケ 岳 線	起点－奈良県吉野郡天川村 (洞川) 終点－奈良県吉野郡天川村 (稲村ヶ岳)	法力峠 山上辻
1 2	上多古地藏岳線	起点－奈良県吉野郡天川村 (上多古川・国立公園境界) 終点－奈良県吉野郡天川村 (投地藏辻・歩道合流点)	阿古滝
1 3	山上辻山上ヶ岳線	起点－奈良県吉野郡天川村 (山上辻・歩道分岐点) 終点－奈良県吉野郡天川村 (山上ヶ岳・歩道合流点)	
1 4	神 童 子 谷 線	起点－奈良県吉野郡天川村 (大川口・国立公園境界) 終点－奈良県吉野郡天川村 (山上辻・歩道合流点)	
1 5	双 門 弥 山 線	起点－奈良県吉野郡天川村 (高崎横手・国立公園境界) 起点－奈良県吉野郡天川村 (弥山川・国立公園境界) 終点－奈良県吉野郡天川村 (弥山・歩道合流点)	双門滝、頂仙岳、 狼平

整 備 方 針	旧計画との関係
大峯山脈を縦走する登山道として整備する。	平9.12.16告示
山上ヶ岳に至る一般的な登山道として整備する。	平9.12.16告示
レンゲ辻に至る登山道として整備する。	昭63.11.7告示
洞川より稲村ヶ岳に至る一般的な登山道として整備する。	昭63.11.7告示
上多古より大峯縦走線に至る登山道として整備する。	昭63.11.7告示
山上辻と山上ヶ岳を結ぶ一般的な登山道として整備する。	昭63.11.7告示
大川口より神童子谷沿いに山上辻に至る登山道として整備する。	昭63.11.7告示
川合及び坪ノ内から弥山に至る登山道として整備する。	昭63.11.7告示

(表 3 4 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要通過地
1 6	七 面 山 線	起点－奈良県五條市 (七面谷・国立公園境界) 終点－奈良県五條市 (楊枝ノ森・歩道合流点)	七面山
1 7	南 大 峯 縦 走 線	起点－奈良県吉野郡下北山村 (太古辻・歩道分岐点) 終点－奈良県吉野郡下北山村 (平治宿・国立公園境界)	
1 8	前 鬼 三 重 滝 線	起点－奈良県吉野郡下北山村 (前鬼・歩道分岐点) 終点－奈良県吉野郡下北山村 (三重滝)	関伽坂峠、垢離取場
1 9	和佐又大普賢岳線	起点－奈良県吉野郡上北山村 (和佐又口) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (大普賢岳・歩道合流点) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (七曜岳・歩道合流点)	笙の窟、石の鼻、 水簾滝、無双洞
2 0	行 者 還 岳 線	起点－奈良県吉野郡天川村 (小坪谷) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (天ヶ瀬)	天川辻
2 1	大 台 ヶ 原 周 回 線	起点－奈良県吉野郡上北山村 (大台ヶ原集団施設地区) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (大台ヶ原集団施設地区) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (逆峠・歩道合流点) 起点－奈良県吉野郡上北山村 (大台ヶ原集団施設地区) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (大蛇嶺 ^{だいじゃぐら}) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (大台ヶ原・歩道合流点) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (日出ヶ岳・歩道合流点) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (大台ヶ原集団施設地区)	正木ヶ原、日出ヶ 岳、牛石ヶ原、大 蛇嶺、 ナゴヤ谷、開拓跡

整 備 方 針	旧計画との関係
七面谷と大峯縦走線を結ぶ登山道として整備する。	昭63.11.7告示
大峯山脈南部を縦走する登山道として整備する。	昭63.11.7告示
三重滝に至る歩道として、通行者の安全確保に必要な最小限の整備を行う。	昭63.11.7告示の変更
大普賢岳の一般的な登山道として、和佐又園地、和佐又野営場を起点として整備を行う。	昭63.11.7告示の変更
行者還岳に至る登山道として、登山者の安全確保に必要な最小限の整備を行う。	昭63.11.7告示の変更
大台ヶ原の自然探勝のための歩道として整備する。	昭63.11.7告示の変更

(表 3 4 : 道路 (歩道) 表)

番号	路 線 名	区 間	主要通過地
2 2	木和田大台ヶ原線	起点－奈良県吉野郡上北山村 (木和田・国立公園境界) 起点－奈良県吉野郡上北山村 (小処) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (逆峠・歩道合流点)	
2 3	雷峠大台ヶ原線	起点－奈良県吉野郡上北山村 (雷峠・国立公園境界) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (尾鷲辻・歩道合流点)	
2 4	伯 母 谷 覗 線	起点－奈良県吉野郡川上村 (伯母谷覗・国立公園境界) 終点－奈良県吉野郡川上村 (阿弥陀ヶ森・歩道合流点)	
2 5	筏場大台ヶ原線	起点－奈良県吉野郡川上村 (筏場・国立公園境界) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (大台ヶ原集団施設地区)	大台辻
2 6	白 見 山 探 勝 線	起点－和歌山県新宮市 (白見) 終点－和歌山県新宮市 (白見滝) 終点－和歌山県新宮市 (白見山・歩道合流点)	
2 7	千穂ヶ峰周回線	起点－和歌山県新宮市 (速玉大社・国立公園境界) 起点－和歌山県新宮市 (速玉大社・国立公園境界) 終点－和歌山県新宮市 (千穂ヶ峰・歩道合流点) 終点－和歌山県新宮市 (千穂ヶ峰南・歩道合流点) 終点－和歌山県新宮市 (左指ノ鼻・歩道合流点) 終点－和歌山県新宮市 (越路・国立公園境界) 終点－和歌山県新宮市 (神倉神社・国立公園境界)	千穂ヶ峰

整 備 方 針	旧計画との関係
木和田・小処より西大台を経て大台ヶ原に至る登山道として整備する。	昭63.11.7告示
尾鷲方面より雷峠を経て大台ヶ原に至る登山道として整備する。	昭63.11.7告示
柏木より伯母谷覗を経て大峯縦走線に至る登山道として整備する。	昭63.11.7告示
筏場より大台ヶ原に至る登山道として整備する。	昭63.11.7告示
白見山の自然探勝のための歩道として整備する。	昭63.11.7告示
千穂ヶ峰を巡る自然探勝・ハイキングのための歩道として整備する。	昭63.11.7告示

(表 3 4 : 道路 (歩道) 表)

番号	路 線 名	区 間	主要通過地
2 8	大 浜 三 輪 崎 線	起点－和歌山県新宮市 (大浜・国立公園境界) 終点－和歌山県新宮市 (王子町・歩道合流点) 起点－和歌山県新宮市 (梅ノ木・歩道分岐点) 終点－和歌山県新宮市 (広角・歩道合流点)	
2 9	鏑 浦 田 並 線	起点－和歌山県東牟婁郡串本町 (鏑浦) 終点－和歌山県東牟婁郡串本町 (田並・国立公園境界)	
3 0	大 島 周 回 線	起点－和歌山県東牟婁郡串本町 (大島・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡串本町 (檜野・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡串本町 (須江・国立公園境界) 起点－和歌山県東牟婁郡串本町 (檜野・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡串本町 (檜野崎・歩道合流点) 起点－和歌山県東牟婁郡串本町 (檜野・歩道分岐点) 終点－和歌山県東牟婁郡串本町 (須江・国立公園境界) 起点－和歌山県東牟婁郡串本町 (須江・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡串本町 (白野・国立公園境界) 起点－和歌山県東牟婁郡串本町 (白野・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡串本町 (大島・歩道合流点) 終点－和歌山県東牟婁郡串本町 (須江・歩道合流点)	

整 備 方 針	旧計画との関係
大浜沿いの自然探勝のための歩道として整備する。	平9. 12. 16告示
錆浦より田並に至る海岸沿いの自然探勝のための歩道として整備する。	昭63. 11. 7告示
大島の海岸沿いの自然探勝のための歩道として整備する。	平9. 12. 16告示

(表 3 4 : 道路 (歩道) 表)

番号	路 線 名	区 間	主要通過地
3 1	マ キ ノ 崎 線	起点一和歌山県東牟婁郡串本町 (出雲・国立公園境界) 終点一和歌山県東牟婁郡串本町 (潮岬・車道合流点)	マキノ崎
3 2	那智妙法山周回線	起点一和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (市野々・歩道分岐点) 終点一和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (那智山・歩道合流点) 起点一和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (那智山・歩道分岐点) 終点一和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (妙法山北・歩道合流点) 終点一和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (那智山・歩道合流点)	鳥帽子山、妙法山 阿弥陀寺、大戸平
3 4	狼 煙 山 半 島 線	起点一和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (大勝浦・国立公園境界) 終点一和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (狼煙山)	
3 5	森 浦 湾 線	起点一和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (甫子浦・国立公園境界) 終点一和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (ゆかし潟) 終点一和歌山県東牟婁郡太地町 (三軒屋・国立公園境界)	夏山、湯川
3 6	荒 船 海 岸 線	起点一和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (浦神・国立公園境界) 終点一和歌山県東牟婁郡古座町 (荒船・車道合流点)	耳の鼻

整 備 方 針	旧計画との関係
潮岬の海岸沿いの自然探勝の歩道として整備する。	昭63.11.7告示
那智山を巡る自然探勝のための歩道として整備する。	平9.12.16告示
狼煙山半島を巡る自然探勝のための歩道として整備する。	昭63.11.7告示
森浦湾沿岸を巡る自然探勝のための歩道として整備する。	昭63.11.7告示
荒船海岸沿いの自然探勝のための歩道として整備する。	昭63.11.7告示

(表 3 4 : 道路 (歩道) 表)

番号	路 線 名	区 間	主要通過地
3 8	平見台山見鼻線	起点－和歌山県東牟婁郡太地町 (平見台・歩道分岐点) 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 (山見鼻・国立公園境界)	
4 0	湯の峰川湯線	起点－和歌山県田辺市 (湯の峰) 終点－和歌山県田辺市 (湯の峰) 終点－和歌山県田辺市 (川湯・車道合流点)	
4 1	東野田戸線	起点－奈良県吉野郡十津川村 (東野・歩道分岐点) 終点－奈良県吉野郡十津川村 (田戸・歩道合流点)	上瀨
4 2	近畿自然歩道	起点－三重県南牟婁郡御浜町 (御浜町役場・国立公園境界) 終点－三重県南牟婁郡御浜町 (阿田和・国立公園境界) 起点－奈良県吉野郡吉野町 (吉野駅・国立公園境界) 終点－奈良県吉野郡吉野町 (喜佐谷・国立公園境界) 起点－奈良県吉野郡吉野町 (上千本・歩道分岐点) 終点－奈良県吉野郡吉野町 (青根ヶ峰・国立公園境界) 起点－奈良県吉野郡天川村 (五番関・歩道分岐点) 終点－奈良県吉野郡天川村 (洞川・国立公園境界) 起点－奈良県吉野郡十津川村 (田戸・歩道分岐点) 終点－奈良県吉野郡十津川村 (田戸・国立公園境界)	

整 備 方 針	旧計画との関係
平見台と山見鼻を結ぶ海岸沿いの自然探勝のための歩道として整備する。	平9.12.16告示
湯の峰と川湯を結ぶ北上川沿いのハイキングコースとして整備する。	昭63.11.7告示
東野と田戸を結ぶ北上川沿いのハイキングコースとして整備する。	平9.12.16告示
近畿自然歩道として整備する。	平9.12.16告示の変更

(表 3 4 : 道路 (歩道) 表)

番号	路 線 名	区 間	主要通過地
4 2	近 畿 自 然 歩 道	起点－和歌山県新宮市 (王子町・国立公園境界) 終点－和歌山県新宮市 (梅ノ木・国立公園境界) 起点－和歌山県新宮市 (広角・国立公園境界) 終点－和歌山県新宮市 (三輪崎・国立公園境界) 起点－和歌山県新宮市 (玉置口・国立公園境界) 終点－三重県熊野市 (小川口・国立公園境界) 起点－和歌山県田辺市 (平岩・国立公園境界) 終点－和歌山県田辺市 (上町) 起点－和歌山県田辺市 (請川) 終点－和歌山県田辺市 (大津荷・国立公園境界) 起点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦 (那智山・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦 (市野々・国立公園境界) 起点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦 (宇久井・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦 (宇久井・国立公園境界) 起点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦 (湯川・国立公園境界) 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦 (湯川・国立公園境界)	

整 備 方 針	旧計画との関係

(表 3 4 : 道路 (歩道) 表)

番号	路 線 名	区 間	主要通過地
4 2	近 畿 自 然 歩 道	起点一和歌山県東牟婁郡太地町 (常渡) 終点一和歌山県東牟婁郡太地町 (向山・国立公園境界) 起点一和歌山県東牟婁郡太地町 (燈明崎・国立公園境界) 終点一和歌山県東牟婁郡太地町 (平見台・国立公園境界) 起点一和歌山県東牟婁郡北山村 (下尾井) 終点一奈良県吉野郡十津川村 (東野・国立公園境界) 起点一和歌山県東牟婁郡北山村 (小松口) 終点一和歌山県東牟婁郡北山村 (小松口) 起点一和歌山県東牟婁郡串本町 (大島・国立公園境界) 終点一和歌山県東牟婁郡串本町 (須江・国立公園境界) 起点一和歌山県東牟婁郡串本町 (檜野崎) 終点一和歌山県東牟婁郡串本町 (檜野・国立公園境界) 起点一和歌山県東牟婁郡串本町 (串本・国立公園境界) 終点一和歌山県東牟婁郡串本町 (出雲・国立公園境界) 起点一和歌山県東牟婁郡串本町 (出雲・歩道分岐点) 起点一和歌山県東牟婁郡串本町 (大島・国立公園境界) 起点一和歌山県東牟婁郡串本町 (向地・国立公園境界) 終点一和歌山県東牟婁郡串本町 (潮岬燈台)	

整 備 方 針	旧計画との関係

(表 3 4 : 道路 (歩道) 表)

番号	路 線 名	区 間	主要通過地
4 3	洞 川 五 番 関 線	起点－奈良県吉野郡天川村 (洞川・歩道分岐点) 終点－奈良県吉野郡天川村 (五番関・歩道合流点)	大天井ヶ岳
4 4	小 坪 谷 線	起点－奈良県吉野郡天川村 (小坪谷) 終点－奈良県吉野郡天川村 (奥駈道出合・歩道合流点)	
4 5	頂仙岳明星ヶ岳線	起点－奈良県吉野郡天川村 (高崎横手・歩道分岐点) 終点－奈良県吉野郡天川村 (明星ヶ岳・歩道合流点)	レンゲ道
4 6	旭 釈 迦 ケ 岳 線	起点－奈良県吉野郡十津川村 (釈迦ヶ岳旭口・国立公園境界) 終点－奈良県吉野郡十津川村 (釈迦ヶ岳・歩道合流点)	古田の森
4 7	白川又仏生ヶ岳線	起点－奈良県吉野郡上北山村 (白川又) 終点－奈良県吉野郡上北山村 (仏生ヶ岳・歩道合流点)	

整 備 方 針	旧計画との関係
洞川より大天井ヶ岳に至る登山道として整備する。	平9.12.16告示
弥山に至る一般的な登山道として小坪谷園地を起点として整備する。	新規
弥山、明星ヶ岳、狼平を結ぶ一般的な登山道として整備する。	新規
釈迦ヶ岳に至る一般的な登山道として整備する。	新規
仏生ヶ岳に至る登山道として、登山者の安全確保に必要な最小限の整備を行う。	新規

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 3 5 : 運輸施設表)

番号	路 線 名	種 類	位置または区間
1		係留施設	三重県尾鷲市（大池）
2	鮎 田 瀨 峡 線	船舶運送施設	起点－三重県南牟婁郡紀宝町 （鮎田・国立公園境界） 終点－和歌山県東牟婁郡北山村 （オトノリ）
3	吉 野 山 線	索道	起点－奈良県吉野郡吉野町 （吉野駅） 終点－奈良県吉野郡吉野町 （吉野山）
4	串本海中公園線	船舶運送施設	起点－和歌山県東牟婁郡串本町 （錆浦） 終点－和歌山県東牟婁郡串本町 （錆浦）
5	那 智 妙 法 山 線	一般自動車道	起点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 （那智山） 終点－和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 （妙法山）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	須賀利地区の舟遊びの拠点として整備する。	昭63.11.7告示
志古、小川口、玉置口、田戸、小松	北山峡、瀬峡及び熊野川の河川景観を探勝するための施設として整備する。	昭63.11.7告示
	吉野駅より吉野山にいたるロープウェイとして整備する。	昭63.11.7告示
	串本海中公園地区の海中景観を探勝するための施設として整備する。	昭63.11.7告示
	那智山より妙法山に至る自動車道として整備する。	昭63.11.7告示